

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第5回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成27年9月15日(火) 午前10時～12時
開 催 場 所	市役所 4階 中部地区会館 401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、吉富委員、栗原委員、高橋委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、小川委員、大平委員、堀越委員、藤崎委員 欠席者：野崎委員、小谷委員、木下委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、地域福祉課主任(地域福祉グループ)、コンサルタント(2名)
報 告 事 項	(1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第4回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案(第1章～第5章)の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 地域と地区の使い分けについて、検討し、両者が対象としている内容を明確にする。 10ページ「(3) 民生・児童委員の活動」の「保健所」という文言を実態に即した機関名へと修正する。 11ページ「(4) 市民活動への支援」について、NPO法人数の増減が見える内容にするとともに、ボランティア団体のメンバーの人数と個人ボランティアの登録人数は別であるということを分かりやすく記載するよう内容を修正する。 19ページ「【コラム】 発達障害、高次脳機能障害、難病について」における内容について、誤解を生まないよう表現を修正する。 25ページ「② 地域医療の充実」について、武蔵村山病院における認知症医療について確認し、実態に即した内容に修正する。 45ページ「基本目標2」を「みんなが連携・協働できるまちづくり」、「基本目標4」を「自立を支援するまちづくり」に変更するか検討する。 61ページ「主な事業目標」の「内容」に「羽村特別支援学校」を併記する。 78ページ「市民・活動団体にできること」の「○宿泊防災訓練などに参加した若い世代が」という表現について再度検討し、必要に応じて修正する。 92ページ社会福祉協議会をどこに位置付けるか検討する。 指摘事項の文言修正を事務局に一任する。 (2) 次回の開催日は、10月22日(木)午後2時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、	※ 議事進行前に事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について【説明要旨】(参考「資料1 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) ● 「第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」に

●=事務局)

については、資料1のとおりである。修正などがあれば、本日から一週間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録(要旨)を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。

(2) 第4回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について

【説明要旨】

- 前回の委員会において委員の皆様から指摘があった箇所については、文言の修正等を除くと、第4章の記載内容修正となっている。こちらについては、次の議題で皆様に審議いただきたいと考えている。

【主な意見等】

- (座長) ただいま、事務局から報告があったが、何か意見等はあるか。
- 特になし。

(3) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案(第1章～第5章)の検討について

【説明要旨】(参考「別紙 地域福祉計画の素案(第1章～第5章)へのご意見」、「資料2 武蔵村山市第四次地域福祉計画(素案)【平成27年9月9日現在】」、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状(修正)(差し替え)」)

- 素案の第1章から第4章までの内容については、これまでの会議で説明させていただき、時間の関係で第4章の審議が途中となっていたため、委員の皆様には引き続き第4節から審議をお願いしたいと考えている。

審議に入る前に、委員の皆様から連絡票によりいただいたご意見を本日の配布資料「地域福祉計画の素案第1章から第5章へのご意見」としてまとめさせていただいたので、こちらから説明する。

まず、14ページ「(1) 高齢者の推移」について、高齢者人口と高齢化率の比較の部分は平成27年度が空欄となっているが、今後差し替えるにしても直近のデータを記載してはどうかとの意見をいただいたため、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状(修正)(差し替え用)」では、平成27年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を反映している。なお、記載してあるように、今後この数値の取扱いについては変更となる可能性があることをご理解いただきたい。

次に、19ページをご覧いただきたい。こちらのコラム欄の内容について、発達障害・高次脳機能障害・難病について、障害者総合支援法による福祉サービスを利用できる旨の記載を追加してはどうか、障害者総合支援法で対象となる難病は平成27年7月1日現在332疾病あるため記載内容を検討してはどうか、最近では、自閉症スペクト

ラム障害という定義のもと、自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害をひとくくりの障害単位として考える傾向にあるようなので、表現の仕方について懇談会で諮ってはいかがか、という3点の意見をいただいた。障害者総合支援法による福祉サービスを利用できる旨の記載及び難病数については、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状（修正）」の4ページのとおり修正している。また、「自閉症スペクトラム障害」という表現の仕方については、障害福祉課等とも検討しているところであるが、委員の皆様からも意見があればいただきたい。

次に、21ページをご覧いただきたい。年齢3区分別人口及び構成比の推移の部分は平成27年度が空欄となっているが、今後差し替えるにしても直近のデータを記載してはどうかとの意見をいただいたため、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状（修正）（差し替え用）」では、平成27年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を反映している。

最後に、74ページについて、「さらに、交通不便の地域への対応として、市内循環バスを補完する新たな公共交通である乗り合いタクシー「むらタク」の更なる活用を図っていきます」という文の「更なる」は公用文の表記としては相応しくないため、「一層の」に表記を修正すべき旨の意見をいただき、表記を変更している。

以上が、「地域福祉計画の素案（第1章～第5章）へのご意見」の説明となり、続いて計画素案の資料について説明する。

本日お示しする「地域福祉計画の素案」は、ページ数も多いことから、これまでの策定懇談会でお示しした素案と比較し、変更した箇所を中心に、委員の皆様と市の策定委員から指摘のあった箇所も含めて説明する。

まず、「第1章 計画の基本的事項」から説明させていただく。

第1章については、3ページ「第1節 計画の基本的事項」、4ページ「第2節 計画の性格と位置付け」及び5ページ「第3節 計画の期間」で構成されているが、変更箇所はないので、説明を割愛させていただく。

なお、5ページ「2 他の福祉計画等の計画期間」について、印刷の関係から介護保険事業計画の「画」の字が抜け落ちてしまっているので、加筆いただきたい。

続いて、「第2章 武蔵村山市の現状」について、説明させていただく。

第2章については、9ページ「第1節 地域福祉の現状」における「1 地域福祉の取組状況」の「(1) 相談体制の充実」における生活保護世帯数の推移について、これまで平成12年度を基準に直近の5年間を掲載してきたが、基準となる年を平成17年度に変更している。

なお、先日開催された市の策定委員会において、生活保護世帯数の推移という表が、いきなり出てきてしまうので、上の本文との整合性を考慮して修正すべき旨の指摘があり、今後文言が修正される可能性があることを申し添える。

次に、11ページ「(4) 市民活動への支援」について、委員から提案いただいた文章を事務局で精査し、文章のつながり等の関係から一部変更を加える形で内容を修正している。

また、市内に拠点を置くNPO法人数の推移についても、先ほどと同様に基準となる年を平成17年度に変更している。

次に、13ページ「(8) 防災や安全・安心への取組」の内容については、防災安全課と地域福祉課内の避難行動要支援担当と調整し、記載内容を変更している。

次に、18ページ「3 障害者福祉」における「(1) 障害者（児）の状況」の「③ 精神障害者等」においては、委員から第三次地域福祉計画に引き続き自立支援医療者数について記載すべき旨の指摘があり、新たに掲載している。

次に、19ページ「【コラム】 発達障害、高次脳機能障害、難病について」においても、委員から第三次計画に掲載したコラムの内容である発達障害及び高次脳機能障害に加えて難病について記載すべき旨の指摘があり、新たに掲載している。

次に、22ページ「4 子育て支援」における「(1) 子どもと子育て家庭の状況」の「② 児童・生徒数の推移」及び「③ 幼稚園入園児童数の推移」については、平成27年の5月1日現在の数値を新たに掲載している。

次に、25ページ「5 保健医療」について、内部の委員より保健分野の施設の状況についても記載すべき旨の指摘があり、26ページに「(3) 保健医療施設の取組状況」として新たに記載している。

最後に、27ページ「第2節 市民意識調査結果（三者比較表）」について、昨年度実施した市民意識調査の内容を新たに記載し、併せて比較表のグラフの文言等の修正を行っている。

また、一点補足であるが、26ページの地図上の番号に誤りがあったため、「⑤→④」、「⑥→⑤」に変更していただきたい。

続いて、「第3章 計画の基本的な考え方」を説明させていただく。

第3章については、45ページ「第2節 計画の基本目標と施策の体系」における「1 計画の基本目標」の「基本目標1」について、座長より意気込みを表す意味でも「みんなが参加しているまちづくり」から「みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」へ変更すべき旨の指摘があり、そのように変更している。

次に、「基本目標2」については、第4章本編の内容と連動する形で第2段落の「また、福祉サービスの受給者とサービス提供者を結びつける地域福祉コーディネーター等の機能の充実を図ります。」という一文を追加している。

次に、「基本目標3」についても、第4章本編との連動から、第2段落目の「また、防災面から避難行動要支援者登録等を推進することで、個人情報に配慮しながら地域コミュニティを強固にした福祉との連携に努めるとともに」という一文を追加している。

なお、先日開催された内部の委員会において、基本目標1は「～してつくる福祉のまちづくり」であるのに対し、基本目標2は「～しているまちづくり」となっており、果たしてこの表現のままで良いのか、また、基本目標2については、連携・協働というよりは、「ニーズに応えるまちづくり」という内容の方が良いのではないかとの指摘もあり、現在事務局で検討しており、本日委員の皆様からも意見をいただければと思っている。

最後に、48ページ「第3節 エリア設定の考え方と将来人口推計」の「2 将来人口推計」については、第四次長期総合計画後期基本計画と整合を図り将来人口を約76,000人に設定し直している。

続いて、「第4章 基本計画」について、説明させていただく。

第4章については、51ページ「第1節 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」における「現況」の内容について、座長より、表現がわかりづらいため修正すべき旨の指摘があり、修正している。

また、「○ 目指す地域のすがた」の2つ目の表現について、委員より「活動環境が整い」という表現の後に、具体的な活動環境である、活動の場や機会、活動のための情報といった表現が続く記載がわかりづらい旨の指摘があり、表現を修正している。

なお、本来であれば、51ページ等、節の初めには、「現況」という黒塗りの表題があるが、印刷の関係から本日の素案では抜け落ちてしまっている。次回お示しする際には、修正することをご理解いただきたい。

次に、54ページ「【コラム】自助・共助・公助について」について、内部の委員より「自助・共助・公助」の順番について、地域防災計画等を確認し、列挙する順番の修正を検討すべき旨の指摘、また、座長より内容をわかりやすくするように修正すべき旨の指摘があり、内容を修正している。

なお、修正の際に、委員よりご提案のあった「近助」という表現については、市の防災安全課と調整を行った結果、地域防災計画との整合性を考慮し、本計画には掲載しないこととなったので、ご理解いただきたい。

次に、56ページ「市民・活動団体にできることの検討」及び「市内の事業者（所）にできることの検討」について、座長より、シルバー世代と団塊の世代にだけでなく、もっと多様な市民参加の記載にすべき旨の指摘があり、文言を修正している。

次に、57ページ「3 活動団体間のネットワークづくりの推進」における【主な事業目標】の「市民活動見本市（仮称）の開催」について、座長より内容をわかりやすくするように修正すべき旨の指摘があり、協働推進課と調整し、内容を修正している。

次に、64ページ「第2節 連携・協働しているまちづくり」における「2 福祉サービス充実の基盤づくり」の【主な事業目標】について、市の策定委員会から指摘があり、「医療・介護連携推進協議会（仮称）の設置」へと文言を修正し、また、「福祉サービス第三者評価への助成」についても、所管課及び取組を確認すべき旨の指摘から、高齢福祉課だけでなく、障害福祉課及び子ども育成課における取組内容を記載し、現状と目標の値及び所管課を修正している。

次に、以前の懇談会において、委員より、市のコーディネート機能について記載を検討すべき旨の指摘があり、65ページに新しく「【コラム】地域のコーディネーターについて」を記載している。ご確認ください。

次に、66ページ「3 相談体制・情報提供の充実」における「(2) 利用相談・苦情相談窓口の充実」について、内部委員より市が行うサービスに対する苦情の相談窓口のように読めてしまうので、取組内容を確認して修正すべき旨の指摘と座長より当初「(2) 苦情相談窓口」としていたことに対して、利用相談を行っているのであれば、取組名にも記載し、内容も修正すべき旨の指摘があり、修正している。

また、委員より障害者差別解消法の施行に伴う取組について記載すべき旨の指摘があり、障害福祉課と調整し「(4) 相談員の資質向上のための支援」の内容を修正し、連動する形で68ページに新しく「【コラム】障害者差別解消法に係る職員対応要領の制定について」

を記載している。ご確認いただきたい。

次に、74ページ「第3節 安全・安心なまちづくり」における「1 福祉のまちづくりの推進」の「(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進」について、委員より「むらタク」の本格実施についての文言を追加することを検討すべき旨の指摘をいただいたが、都市計画課と調整し記載しないこととしたので、結果のみ報告させていただく。

また、「(4) 外出を支援する仕組みの充実」について、委員より外出支援ボランティアの受け入れ体制等外出を支援する取組について、確認して内容の修正を検討すべき旨の指摘があり、関係各課に確認し、ボランティアセンターにおけるボランティアのコーディネート、高齢福祉課及び障害福祉課におけるサービスとしての仕組みを考慮して、文言の修正及び所管課を修正している。

なお、75ページに外出支援ボランティアに関する注釈が入っているが、こちらは次の策定懇談会に素案を提示した後に、資料編へと移動することを想定しているので、ご理解いただきたい。

次に、78ページ「2 安全・安心のまちづくり推進」における「市民・活動団体にできることの検討」について、委員より、高校生の宿泊防災訓練の知識や経験を生かすことを盛り込むべきとの指摘を受けて、新たに四つ目の○（シロマル）の内容を記載しているが、先日開催された市の策定委員会において、参加できる対象者が都立高校生に限定されており、一般の方が参加できるかのような誤解を生む可能性もあるため、内容の削除を検討すべき旨の指摘があった。こちらの取扱いについては、再度事務局で検討させていただきたい。

次に、80ページ「3 支援のための制度の周知等」における「(1) 成年後見制度の周知・運用」については、長期総合計画との整合を図り、新しく申立て費用や報酬の助成について記載している。

最後に、87ページ「第4節 自立を促進するまちづくり」における「3 生活困窮者の自立支援」の「(1) 自立に向けた相談支援」の内容については、所管課で内容を再検討して修正している。

また、88ページ「【コラム】生活困窮者自立支援制度について」を新しく記載している。

なお、委員より、市民にできること及び事業者にできることについて、例えば、NPO法人等の主体はどちらに分類されるのか、事業者とはどのようなものを想定しているのかといった観点から、内容について整理すべき旨の指摘があり、事務局としては、事業者とは、主に企業を指し、事業活動を行うものと捉え、それ以外の活動団体については、市民にできることに分類すると考え、標記を「市民・活動団体にできることの検討」に変更し、内容の精査を行い、委員の意見を反映する形で文言を修正している。

続いて、「第5章 計画の推進と進行管理」について説明させていただく。

第5章については、委員の皆様にお示しするのは今回が初めてであるため、91ページ「第1節 計画推進の体制」の「1 推進体制の考え方ー適切な役割分担による計画の推進ー」から説明する。

ここでは、「市民」、「事業者」と「市」の三者が、地域において主体的・積極的に役割を果たし、地域社会が協働の視点で取り組みを行っていくという理念的なことを述べている。

なお、イメージ図は、三者というよりは、すべての関係者が全ての

人の地域生活への支援を行うという図になっている。

前回計画からの変更点としては、イメージ図の修正を行っている。

次に、92ページ「2 期待される役割」につきましては、先ほどの三者の役割が述べられている。

基本的な考え方については、第三次地域福祉計画から大きく変更となるものではないため、社会福祉協議会の役割について内容を修正したこと以外は前回計画を踏襲している。

次に、93ページ「第2節 計画の進行管理」についても、前回計画を踏襲する形となっているが、計画の評価と公表について、市の策定委員より評価の取扱いについて検討すべき旨の指摘があり、所管課では、今後は中間報告を行いたいと考えており、その内容を記載している。

以上、雑駁ではあるが、地域福祉計画の素案（第1章から第5章）の説明とさせていただきます。

【主な意見等】

- （座長） 審議していないのは第4章の第4節からとなるが、とりあえず順番を追って皆さんから意見をいただきたいと思う。

私の方からは3ページの「プライバシーに関する意識の高まりが伺えます」の「伺う」は「窺う」が正しい表記であるので修正された方が良い。通常は平仮名でもここは良いことになっている。

新たに今気が付いたということでも結構だが、第1章のところは何か意見等はあるか。

- 特になし。

- （座長） 無いようなので、第2章に進みたいと思う。何か意見等はあるか。

- 30ページ「(4) 地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動」における「地区組織等」の内容がよく分からない。この言葉は第4章、73ページにも引用されているのだが、例えば、消防団とか交通安全協会とか、そういうことを指しているのか、もう少しここは内容をはっきりさせたらいかかが。

- 30ページについては、昨年度実施した市民意識調査というアンケートの集計結果となっている。

この指摘のあった「地区組織等」の考え方については、事務局としては自治会、自主防災組織等を想定してアンケートに回答いただいたものだとして認識している。アンケートでは、「あなたが住んでいる地区の中で安心して暮らしていくために自治会やボランティア団体等の地区にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか。」というように表現していた。

- 「地区」と「地域」の使い分けが気になる場所である。全体に関わってしまうが、「目指す地域のすがた」とか「地域」という言葉も頻繁に出てくる、「地区」という言葉も出てくる。「地区」と「地域」、「地区」という表現についてももう少し整理した方が良いのではないかという気がする。

- 「地区」では「自治会とかボランティア団体等」というような狭い範囲の部分を、地域福祉計画上でいうところの「地域」ではもっと広い範囲の部分を指している。

- （座長） なかなかここは難しい。ボランティア団体が狭い地域とは限らない。例えば、東京都で最初に先行してつくったときの「地域」は大体1中学校区という考え方である。当時の在宅介護支援センター

あたりが人口2万人で1中学校区であった。この辺なら歩いて通える距離だろうということでその辺りを「地域」というイメージで捉えていた。

当時は、日本社会事業大学の学長とか日本社会福祉学会の会長を務められた故三浦文夫先生という方が地域福祉とかコミュニティケアをずっと推進してこられたリーダーだったが、大体三浦先生を中心として、就学校区というイメージで計画づくりのときには使っていた表現であったと思う。

ただ、はっきりとした定義は特に法律上はないと思う。だから大体そういうイメージできたというのが今までの経過だと思う。いろいろな法律の中にはあれこれ使われているかもしれないが、「地区」という言葉はあまり定義がなくて、多分「地区」の方はもう少し狭いのかもしれない。このところは難しいところだと思うが、いかがか。

○ 「地区」というと、これは物理的な意味合いを含むと思う。ということはもう物理的に、例えば村山であれば岸地区、三ツ木地区、中藤地区とか、そういうイメージに結びついてしまう。そういう考え方はしないということか。

● 事務局として、想定しているものとしては、「地域」というのは47ページでもお示しさせていただいたように、エリアを引き続き設定したという経緯もあるので、ある程度これくらいの広さを持ったものというのが「地域」、また場合によっては市全域に及ぶものも「地域」として捉えるものと考えている。

市民意識調査における「地区」というのはより身近な自治会レベルで地区を想定してお示しさせていただいたというところがあるので、そういった区分けとして現時点では考えてはいるが、御意見等があれば検討させていただければと思う。

○ (座長) 歴史の経過では、何かサービスを必要とする人を施設に入れて、そこでワンパッケージであらゆるサービスを提供する施設福祉に対して、在宅の、家庭にいながらサービスを受けられるような地域福祉という考え方がある。このときに単なる在宅サービスと地域福祉がどう違うかという、地域福祉の方は地域住民が協力してということが入ってくる。在宅サービスはあくまでも家庭にいて公的なサービスを受けられるという感じなので、そこを地域に変えたということはやはり皆で協力してという、もう1回昔のコミュニティづくりの再生みたいなものを含めながら、皆で汗をかきながら税金も払ってやっていこうという意味合いが含められてくるので、理念の上での地域という、皆の協力ということが入ってくるという部分がある。

従来のコミュニティだと、機能的コミュニティとなると地域が外れてしまって、いろんなグループがあるが、今はネットも一つのコミュニティかもしれないが、いろんな形で人と人が集まって繋ぎ合っていくという。今のキーワードの一つは「繋ぐ」ということだ。そういうときは物理的な地域を越えて繋がっていくところもあるので、非常に多様な使われ方をする。

また、今度はあまり地域を限定してしまうと、サービスによっては、高齢者の場合は非常に狭い地域で可能だが、子どもになるともう少し広げないと数が集まらないといったように、子どもや障害者や高齢者という対象の違いによって地域の規模は違ってくる。そういう意味でも、定義はいいと思うが、厳密に定義しても逆に動きづらいということになって、そういう課題を抱えているということだと思う。

その辺はやはりどうでしょうか。何らかの定義をしてきちんとしない

と何となく座りが悪いということになるか。

○ 「地区」と「地域」、どういうことで使い分けているのかと気になるところではある。厳密にこの言葉の意味はこうだということは別に書かなくてもいいが、もう少し整理する必要はあるかと。これでよいということであれば、それでよいが。

○ (座長) 市の方でも使っているときにその辺は何となく無意識に使い分けている部分があるかもしれないし、少し意識的に使い分けるとするとどうするかはまた御検討いただくということでしょうか。今日の段階ではっきり明確にこうだという意見は事務局も出せないと思う。検討していただいて、市としてはこういう使い方をしようと、今後こういうふうに使分けようということが整理されるならば、そのようにしていただければいいのではないか。

○ (座長) 他に意見等はあるか。

○ 11ページ、「市内に活動拠点を置くNPO法人数の推移」とあるが、この表では年度末の数だけを示しており、例えば、昨年だと2団体が解散して2団体が設立したといった増減が見えないため、新規がどの程度増えたかという部分が見えない。

もう1点は25ページ、「地域医療の充実」というところで、武蔵村山病院が認知症の相談を受け付けようと手を上げている。今までは立川の共済病院だけだったのが、こちらの方で2か所目になる。それが決定したのであれば、認知症に対する相談ということも入れた方がいいと思われる。

● まず、武蔵村山病院については、認知症疾患治療の医療機関として指定されているため、記載を検討する。

次に、NPO法人については、増減があったのかということは把握できていないため、事務局内で状況を確認して、可能であれば修正する。また、結果としてこのままで行く場合には御了承いただきたい。

○ (座長) 推移については全体的に統一した表になるので、ここだけ変えるというのは難しいかと思う。ただ文章の表現の中で何か工夫できるかどうか。

また、11ページを見たときに、ボランティア団体が141団体であり、実際のボランティアが316人としたら、1団体何人なのだろうというのが非常に不思議な感じがする。

○ 団体と個人の登録は別である。団体の方は団体として登録をしていて、それぞれに出すので、個人は個人の方で登録している。

○ 団体の構成人数を加えたほうが良い気がする。

○ 「ボランティア団体は141団体」の後に例えば、構成員の人数を記載してはいかがか。

● こちらの表記は、ボランティア団体数が141に対して、ボランティアの総数が316人ということではなくて、団体141の構成員の総数は何千という数字になるかと思うが、個人ボランティアの登録者も316人いますよという意味である。これについては分かりやすい表記を検討する。

○ (座長) 解散した団体もあれば新たに設立する団体もあるとか、そういった現象が分かるような、中身としては活発に動いているということが分かれば一番嬉しいということにはなると思うが。特にここは地域福祉計画の中では市民活動として大事な部分である。

他に意見等はあるか。

○ 先ほどこちらの別紙で質疑した部分で、1ページの「3 障害者福祉【コラム】発達障害、高次脳機能障害、難病について」の「自閉症

スペクトラム障害」はこちらのページと19ページにも載っているが、一応そういう最近の流れとして、表記の方法が変わってきているので、その辺りを地域福祉計画で対応していくかについて意見をお伺いした次第である。とはいえ、個別の名称をそのまま使ってしまうと通じることは通じる。

- (座長) 通常我々も大学で教えているときにも、アメリカのDSM-5という診断及び統計マニュアルでは自閉症スペクトラムに変わっているし、どうもWHOのICD10というのもそれに合わせているとのことである。ただ、日本の発達障害者支援法は変わっていないので、法律の方に合わせるならほぼこれと同じ説明である。アスペルガーは、法律上高機能自閉症という表現になっているため、若干、高次脳機能とアスペルガーの定義が違うが、ほぼこういう定義であり、日本の法律が変わらない限りは良いと思うが、いかがか。
- 今、自閉症スペクトラムという障害ということで、その中にここにあるようなアスペルガー症候群とか発達障害とか学習障害も含めた表記をしつつあるが、座長が言われたように法的には何も変わっていないので、表現というのはこのままで良いかと思う。
- (座長) 医者診断では今まで広汎性発達障害という診断がいっぱい出てきていて、これだけ言われても現場では皆、困っていたが、多分その広汎性発達障害という診断名が2013年から自閉症スペクトラムへと変わっている。とはいえ、発達障害者支援法は、全然変わっていないので、一般的に教育とか行政とかで使うときは従来の法律表現が生きているということで良いと思う。
- スペクトラムは連続体という意味なので、その連続体の中にそれぞれここに書いてあるような発達障害、アスペルガー等が入ってくるということが示されればよいのでは。
- 今の関係で、本日この会を迎える前に市の障害福祉課の職員に確認したが、やはりこういった発達障害者支援法に基づいた記載になっているとのことであった。こちらについてはこのまま理解していただきたいということであった。
- 今出たコラムのところだが、自閉症のところの説明のところでも聞きたいが、「主な症状」のところでも「言葉の意味を理解できなかったり」というところがあるが、これは知的な発達の遅れがあるとかということを抑えがちだが、自閉症の方でも全く知的な発達の障害のない方もいらっしゃるのでは、この表現は誤解を招くかと思う。
- (座長) 自閉症という括りだと、高機能自閉症も知的障害のある自閉症も全部まとめて言うてしまうから、そうするとアスペルガーの場合は社会性とか想像力の欠如とかこだわりということはあるとしても、言語のコミュニケーションはできているはずだから、この表現は正確ではないというふうになる。
- 今のところはこちらでも確認をして、なるべく誤解を招かないような表現にしたい。
- (座長) 学習障害のところも、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する、全部が遅れているような印象を与えてしまう恐れがあるのは心配だ。全般的な知的能力は変わらないけれども、大体どれか一つが非常に苦手であるということだ。これは発達障害者支援法や文科省が実態調査のときも表現している。この定義で正しいのか。
- 正しいと思われる。バランスは特に、アンバランスさを強く文章で表記したい。これだと同じような条件で表れると読めてしまう。もう少し詳しくしていただいた方がよい。

- (座長) 文科省が実態調査を既に過去に2回やっている、普通学級に在籍する児童生徒の調査をやっているときに、学習障害についても定義をしているが、それも委員からもう1度聞いていただいて、若干表現が危ないところは直していただいた方が良いと思う。
他に意見等はあるか。
- 確認だが、10ページの「民生・児童委員の活動」の部分の下から2行目に「学校やスクールソーシャルワーカー、保健所等と連携しながら」とあるが、この「保健所」というのは記述に間違いはないか。「主任児童委員の仕事として」ということになっているが、これは間違いはないか。
- (座長) これは多分表現が間違っている。保健相談センターの間違いだろう。平成6年に保健所と保健センターはそれまでの保健所法を止めて地域保健法を作り切り分けたのである。地域保健法の中で権力行政は都道府県の保健所だから、食中毒の取り締まりとか犬猫とか、お墓の問題とか環境の問題とか、様々なものは東京都の保健所がやる。ところがサービス行政は市町村に下りているから、多分主任児童委員がやるのは子どものことだから母子保健の領域なのか、あるいは思春期の子どもの相談などであるとしても、そこには権力行政の保健所はあまり出てこない。だから私の解釈でいけば「保健相談センター等」という表現が正しい。
- あとは子ども家庭支援センターの方との調整も、相談などもやっている。
- (座長) 子ども家庭支援センターは島以外の東京都全部に今展開しているのだから、そこは児童虐待の面で欠かせない。主任児童委員もかなり児童虐待のところで相当大変な思いをしながら活動されているので、代表で入れるならば子ども家庭支援センターの方が良いと思う。
- 修正する。
- 25ページの保健医療の「① 成人対象の保健事業」の一番下で、「健康教室においては、従来から実施のヘルシーリズム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入するなど、市民のニーズに合わせて取り組んでいます」となっているが、「市民のニーズ」という言葉に違和感を覚える。というのは、「ニーズ」というのはマーケティング用語というか、要はニーズがあって提供する側があってという、そういう仕組みが頭に浮かんでしまって、そこには何があるかと言うと、ニーズと提供する側の分断みたいなものが感じられる。
私のイメージかもしれないが。「市民のニーズがあるからやるよ」というふうに取り上げられる。そうすると、サービスを提供するというのも嫌な言い方だが、福祉サービスを提供する側と受ける側という線引きがあること自体に違和感がある。そういう意味で言うと、ニーズという言葉自体が「皆で参加しよう」とか「皆でやろう」とか、そういう理念と合わないような気がする。だから「ヨガ体操等導入する等取り組んでいきます」だけで良いのではないか。
- (座長) 「ニーズ」という言葉が社会福祉ではずっと使われてきている。これは大体1975年ぐらいからは社会福祉用語としてというか、日本で使っているよりも恐らくイギリス、アメリカで使われているので、そのまま日本にも導入されてきている。一般の商取引とかビジネスの問題とは別に福祉関係でも行政需要とか福祉需要という、漢字で直せばそういうことになるが、「ニーズ」という言葉、そのまま使われる機会もある。ただしこの文脈の中で使うかどうかという部分については、今のご意見のように、市民のニーズとして「それだ

け大きなニーズがある」と考えるのか、「こういう方もいらっしゃるけれども」で受け止めるのかによって表現は多少違ってくるかもしれない。

○ 「市民のニーズに合わせて取り組んでいきます」というのが、言われたからやるよというイメージにも取れる。それは先ほど言ったように行政側と住民側の間に1本線引きがあつて、言われたからやるよという行政側の一步引いた立ち位置を見ているようで、私には違和感がある。

○ (座長) この辺は感覚の問題になる。福祉関係でもダイヤモンドとかウォンツという言葉とニーズを使い分けていて、ニーズの方は逆にソーシャルワーカーが感じ取るようなクライアントニーズみたいな言い方もあるが、福祉的な業界では必ずしも要求ということではなくて、専門職がそれこそそうかがい知つてと言うか、感じ取ったものも「ニーズ」と呼ぶことになっている。普通の一般市民の感覚に馴染むかどうかというのはまた別の問題だとは思ふ。

その点は事務局の方でまたどう表現するか、「ニーズ」という言葉自体は決して削除しなければいけないというものではないが、ただ一般の市民感覚でこのところをどう表現するかということについては、今の意見を取り入れて、あえてニーズと言わなくてもいいのではないかとということもあるかもしれないので、その点は事務局にお任せしたい。

○ 行政に市民のニーズがないのにこれが良いだろうと勝手に推測してやられてしまうというのも困る。だから市民が、「ニーズ」という言葉を使うかはともかくとして、やはり市民のある一定層がこういうことをやってほしいとか希望があれば、その希望に沿ってやるというのが良いのではないか。あとはそれぞれ市民が自主的な活動の中で行政と相談するところは相談していくとか。個人的にはこの文言で、そのまま良いのではないかとというふうにする。

○ (座長) いずれにしても、このところは健康寿命をいかに延ばすかということである。いかに健康に長生きできるかということで、逆の立場から言えば医療費の抑制に繋がることになるのだろうが、嫌々やるものではない。やりたいという人がいて事業が成り立っているということだから悪い表現ではないと思う。個々に受け取る感じ方は、いろいろあるかとは思ふが。ニーズに合わないものを入れてやっても逆に困るのだからと発言した委員がいらっしゃるが、他の委員はいかがか。

○ 私も同じ意見で、「市民のニーズに取り組んでいます」ではなくあえてここで「ニーズに合わせて」という表現を使っており、そこで表現を和らげているのではないかと感じ取れる。需要によって対応していくのだというふうな感じに取れて、私はこの表現に特に疑問を感じない。

○ (座長) よろしいか。多分健康の問題だが、同時に心の健康も含めていろいろ体を動かしたいという人たちはたくさんいると思う。そこは薬を飲んだり、カウンセリングに行ったりするよりも、体を動かしながら健康を維持していく、もっと元気になっていくという意味では悪いことではないと思う。

○ 13ページだが、「(9) 福祉教育・学習」というところの文章で上から4行目の後ろの方、平成25年度から平成27年度の3か年計画で「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」を策定していると記載があるが、地域福祉計画は28年度から32年度までであるので少し

表現を変えた方が良くと思う。

- 第2章は武蔵村山市の現状であり、現状、25年度から27年度についての3か年こういう形で取り組んでいると表記をさせていただいた。
- (座長) 現状は、27年度の現状という感じか。それとも27年度までの現状か。
- 考え方としては現状とは第三次地域福祉計画の計画期間というところがキーポイントになっており、前回計画の計画期間が平成23年度から平成27年度までなので、原則的に、平成27年度までの取組状況をこの2章で展開しているという形になる。
- (座長) では、第2章の残り、40ページまでのところは大体これはアンケートであるから、あまり意見することもないだろう。30ページの「地区」のところは先ほど委員から意見があった部分である。その他に何か意見等はあるか。
- 特になし。
- (座長) 無いようであるので、次は第3章に入る。3章のところは先ほど事務局から45ページの宿題を投げかけられている。基本目標2が、内部の委員会からは「連携・協働しているまちづくり」で良いのかどうか、また「市民のニーズに応えるまちづくり」という方が良いのではないかということについて。やはり「ニーズ」というカタカナの言葉がぴんとくるかどうかということもあるかもしれない。それから「ニーズに応える」というと「みんなが参加する」ということもニーズだし「安全・安心」もニーズだろうから、逆に「連携・協働する」ということと大分違った表現になる。

基本目標1の「福祉のまちづくり」も改めて見ると、バリアフリーにするための福祉のまちづくり計画とだぶってしまっている。これについて意見はあるか。「自立を促進する」というのも、何となく自立しろと言われているような、あまり叱咤激励されるのも嬉しくないという感じがすると思うが。基本目標1については「福祉のまちづくり条例」というバリアフリーに関連した条例と同じ言葉を使用しているので若干気になる。その条例ではもっと広い福祉のまちづくりを指しているからである。基本目標2はどうか。「連携・協働」ということと「ニーズに応える」というのはどちらが良いか。
- これも私の個人的な受け取り方になってしまって恐縮だが、またニーズの話に立ち返ると、ニーズというのは「求めるもの」だ。福祉におけるニーズというのは求めるものというよりは、必要不可欠なものになるのではないかと思う。だからニーズという言葉にすると、欲求とか要望とかという個人的な、利己的な意味合いが含まれてしまうが、でも福祉における絶対的な必要性というのはニーズとかを超えたものだと思う。つまり生存に関わる部分だと思う。私はそういう意味で、ニーズという言葉に釈然としない部分はまだ残っている。
- (座長) 福祉関係では不可欠なものという意味で「ニーズ」と使っているが、一般の人がそういうふうに取り受けるかというのはまた違うものもあるだろう。基本目標1、2、3、4とあるが、今事務局から宿題が出ているのは基本目標2を変えるかどうかである。ここについての意見はどうか。
- どの目標も理念としては非常に共感しているのだが、では具体的にどうするのかということについては、日々問いかけてられている状況である。例えば、私の住んでいる地域では、認知症を発症して徘徊されている方もいれば、抑圧的な御主人から逃げてきて家出てきたと

泣きながらお話をされる女性もいる。あるいは、ついこの間の話であるが、おろした預金を紛失したそうで、誰かに取られたと周りの方々に大声で話している女性の方がいた。本人に110番をさせたのだが、結果的には単なる被害妄想であった。

このように具体的な事例に出会ったとき、どうしたら良いのだろうか。一つは西部地域包括支援センターに電話して相談したが、いわゆる靴の上から痒いところを搔くようなもどかしさ。実際にそのときどうしたら良いのか、皆でその地域で安心して助け合って生活できる地域づくりというのは具体的にどうしたら良いのかというところ、この部分は福祉の計画には上手く表現できないことではあるだろう。今現在、ここの第3章に関わっている中では、こういうふうにしたらとりあえずの解決策としてはこうだよとか、そういうのができると良いなと思っている。

- (座長) それこそ“近くの者が助け合う”「近助」である。それも含めると、「みんなが連携・協働できるまちづくり」みたいな表現をしたらどうだろうと考えて、一つ、私の頭に浮かんだのはそういうことだが、どうしても行政計画だから、人材の確保を行ったり、福祉教育とか情報提供をやっていきますというふうに行政の視点で中身が語られてしまう。もう少し市民の方に視線を置いてくると、「みんなが連携・協働できるまちづくり」というような言葉、もう少し具体的に本当に動けるようにしていこうという意味合いが出てくるのではないか。

先ほどの「市民のニーズに応える」というのはやはり行政が応えるという関係なので、行政計画ではあるけれども、どこに視点を置くかということについては、行政というのはそもそも市民のためにあるわけだから、やはり基盤は市民に置くのがよい、ということが本来の筋である。市民ニーズというのも、私も何となくぴんときない部分がある。

- 今のお話に関連した話だが、実はうちも母が認知症になったかと思われる状況で、つい先日お金を盗まれたと騒いでいた。結局見つかったのだが、これがもし一人暮らしの高齢者だったら、もっと周りを巻き込んで大騒ぎになっていたかもしれない。となると、地域の問題もあるが、家庭の問題、家族の問題というのも大きいと思う。

- (座長) 特に日本では個人も家族も孤立しているということが問題点として指摘されている。世間を気にしている民族でありながら、逆に今は非常に孤立しているというのが問題であると。それから高齢者は東京都の23区だと500メートル四方の中に1,000人から1,500人高齢者が現に今いて、推定で15~20パーセントは認知症と言われている。認知症の高齢者がごく当たり前に存在しているという時代に入っているわけだ。しかも2025年には団塊の世代が、つまり戦後の第一次ベビーブームの世代が全員75歳を超えるわけだ。しかも首都圏に皆、お年寄りが圧倒的に集まってくるということだから、武蔵村山市も例外ではないので、現に今ある問題がもっと大きな問題になってくると思う。そういう意味でも、行政だけで頑張っても頑張りが足りない。全体の仕組みづくりは行政がやらなければならないが、やはり市民の参加や連携は不可欠である。

基本目標2のところ課題としてあるが、私の提案では「みんなが連携・協働できるまちづくり」でどうかという、一つの案なので、事務局で、内部で検討していただきたい。「自立を促進するまちづくり」も下手をすると誤解を招きそうな表現でもあるので、ここも何か

一言付け加わるとよいだろう。自ら自立したいという人を助けるのは良いことだ。しかし無理矢理尻を叩くような印象になると良くないと思う。

次に、第4章だが、前回までのところの文言の修正に関連したところをまず処理して進みたいと思う。81ページまでは前回審議しているわけなので、審議したところをどう直したという話があった。81ページまでのところで何かお気づきの点やご意見があればお願いしたい。

私の方からは、54ページの「近助」は取るということだが、もとの「近助」を提案された委員の趣旨は、もっと顔がお互い分かる中でもっと助け合いというのが必要なのではないかとということであったため、防災計画と整合性が取れないということだけで外してしまうのか。個人的にはそこまでする必要はないように思う。

- 61ページ「主な事業目標」ということで「特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動を通して交流を進めます」とあるが、村山特別支援学校は肢体不自由の子どもたちだが、武蔵村山市内の知的障害の小・中・高の子どもたちは羽村特別支援学校に在籍している。特に小・中の知的障害のある羽村支援学校に在籍しているお子さんも武蔵村山市在住のお子さんは同じように交流していると思うので、村山特別支援学校だけではなくて、羽村の支援学校も併記をしていただいた方が良いと思う。

- (座長) そこは正確にどういう表現をするかだが、村山特別支援学校だけでないということなので、よろしくお願ひしたい。

それから、78ページは先ほどのところで「宿泊防災訓練などに参加した若い世代が」と、これは削除するということだった。都立高校だけではなくて新たに市としてこういう事業をやるという気になれば入れても良いだろうが、今のところそういう予定がない。ただこれは「宿泊防災訓練など」と書いてあるから、これに参加した都立高校の生徒が市内にいることも確かだということは、ここは嘘ではないわけだ。

- これについては市の防災安全課の職員に確認し、現状、市内は私立高校もあるが、私立高校ではそういうことは実施してなくて、都立高校だけでこういうことを実施している。

こういう形で記載をすると誤解を招くこともあるのではないかとというようなことから、今回申し訳ないが削除とさせていただいた。

- (座長) しかし、なにも都立高校でやっていると書いているわけではないし、現にここに参加している高校生が市内にいたのであれば、そういう若者にも活躍してもらおうということは決して悪いことではないと思うが、あえて削除するまで気を遣わなければいけないことなのかということに違和感があるが、そこはどうなのか。

- 「訓練“など”」ということではいろいろな活動があることが想定されるが、“そのうちの一つに参加した高校生ぐらいの若い人たちが”という意味合いでは削除する必要がないと思う。

- (座長) 都立高校に限定はしていないし、高校と言っているわけではない。その上「など」も入っている。そういう意味ではあえて削ることはないのではないかとと思うが、もう一度ここも検討していただきたい。

- 83ページの下「主な事業目標」だが、「就労移行支援事業利用者数」のところでは32年度の目標が18人以上とある。下の「内容」の部分には障害者就労支援センターの内容が書いてある。厳密に言う

と就労移行支援と就労支援センターとは、やっていることは似ているが、別の事業である。就労移行支援事業が16人、18人というのをみると、人数が少なすぎて何か別の目標設定なのかと思う。就労支援センター事業はうちでやっているが、実際は200人ぐらいの方が登録されて就職のそういった訓練だとか活動をやっているの、この辺の表現に違和感を覚える。

○ (座長) 障害者総合支援法の中の就労移行支援事業ということに該当してやっているのは、親の会等を含めると、いろいろなことをやっているのだろうと思う。ジョブコーチを付けたりしながらどんどん移行しているというのは、年16人、18人というのは市の障害者就労支援センターでの数なのか。

○ これはおそらく、障害者総合支援法の就労移行支援という事業、施設の利用者数のことだと思われる。A型とかB型とか、就労移行支援という事業がある。

● 就労移行支援事業とその内容が一致していないのではないかということなので、これは障害福祉課の方に確認して調整したい。

○ (座長) あとは88ページの方に関連して、事務局の説明では、企業などは「市内の事業者」の方に入れて、NPOは「市民・活動団体」の方に分けたという整理だった。いわゆる利益を目的として、あるいは利益を分配できる事業者と、利益を上げることが目的ではないNPOという分け方で整理は多分良いのだろうと思う。

第5章まで含めて結構なので、何か意見等はあるか。

○ 今回87ページの「生活困窮者の自立支援」という記述が新たに加わるということだが、生活困窮者自立支援という言葉があるのだから、基本計画の4節、「自立を促進するまちづくり」ではなくて「自立を支援するまちづくり」で良いのではないか。そのものだと思う。

○ (座長) 先ほどの目標のところ「自立支援」というのが入れれば良いということか。

○ 87ページに生活保護受給者の日常生活自立支援という内容が追加され、自立支援という「支援」という言葉が使われているわけだから、82ページの「自立を促進するまちづくり」というのは、気分よく感じない方もいるかもしれないという話だったが、「自立を支援」というふうにすればびったり収まるのではないかと思う。

○ (座長) 事務局はいかがか。

● 委員の皆様の意見を反映できるよう修正を検討する。

○ (座長) 国の法律の方は「促進」と書いてあるかもしれないが、地方分権の時代なので、市の方「支援」と変えても可能だろうとは思う。あとは最終的には市長の判断になるかもしれないが、市としての計画であるので、どうするかという最終判断は市の方になると思うが、懇談会としての意見は「促進」よりは「支援」の方が良いと思う。

92ページは、社会福祉協議会をどこに位置付けるかというのも難しい部分があるが。市民活動計画をつくっているのが社会福祉協議会だから、本来は社会福祉協議会は市民団体が集まってやるということになると思うので、そういう意味では市民の役割の方に社会福祉協議会が入っていた方が良いという考えた方もあると思う。ただ現在では社会福祉協議会も事業型ということで、高齢者の福祉サービスなど協議会自体が事業を行っている側面もあるが、先ほどの「儲けて良い」という企業とは一線を画しているのが社会福祉協議会である。社会福祉法の中にはっきり規定されているわけだから、そうするとここで社

会福祉協議会の説明を入れるのは良いが、どこに位置付けるかというのは難しいという気がする。場合によっては(1)、(2)、(3)の外側にアスタリスクか何かで社会福祉協議会の役割を入れて、はっきり(1)とか(2)とか言わないで表現するという方法もあるかと思う。あと93ページに進行管理が出ていて、この絵は前回と変わらないか。

- 第三次地域福祉計画と同じになっている。
- (座長) 今回は3年目で中間報告を出すというのは、現在の計画にはなかった部分か。
- 前回のところに、市に定期的に公表するという文言が記載されているが、実態について委員の皆様から意見があったため、会議資料でこちらにお示しした部分があるが、その部分について今後は公表することで今準備を進めている。また、3年後には中間報告という形で公表したいということを考えている。
- (座長) 文言でも「市民に中間報告を公表し」と書いてある。委員の皆さん、よろしいか。91ページの「連携・協働のイメージ」は前回入っていなかった部分である。特に児童相談所、子ども家庭支援センターを入れていただいたのは良いと思うし、シルバー人材センター、ボランティア・市民活動センター、それから保健所も記載してある。

全体を通してお気づきの点があれば意見等をお願いしたい。

10月に最終確認をして、それからパブリック・コメントにかけるのか。

- そうである。
- (座長) それで最終的な成案になるのは何月ぐらいになるのか。
- 今後の予定は、あと1回、10月に懇談会を予定している。そこで最終的な素案決定をいただき、それについて今度は市長に報告をし、また市の内部の調整会議等に諮り、それをパブリック・コメントにかける予定である。

パブリック・コメントは、今のところ12月の初めに予定している。1か月間パブリック・コメントの期間をいただき、その後若干の修正箇所があれば修正をし、2月ごろの市議会全員協議会にて最終的に内容が決定するというスケジュールになるかと思う。

- (座長) 我々の委員の任期はいつまでであるか。
- 10月にもう一度懇談会を開催させていただき素案の検討をしていただいて、市長に素案を報告していただき解散という形になる。
- (座長) 市長への報告まで会議はなくても任期は続くということか。では、そういうことも含めて、私以外、皆さん、市内で活動されている方であり、委員ではなくてもそれぞれの事業所とか団体の中の活動は変わらない。当然関心を持ってこのあともフォローされると思うが、とりあえずパブリック・コメントが終わって市長に報告されたあとでも結構なので、こういうふうにとまとめたということについて、委員の方には仮に任期が切れたとしても連絡して差し上げてほしい。

(2) その他

【説明要旨】（「資料3 第6回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）

- 次回の懇談会の日程については、10月22日（木）午後2時からを予定している。
- (座長) 市の方の御都合もあるようで、今までは午前中だったが午

	<p>後ということをお願いしたい。それでは、10月22日（木）を次回の懇談会の開催日とする。これで議事を終了する。</p> <p style="text-align: right;">－ 以上 －</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課（内線：154）</p>

（日本工業規格A列4番）